

学校法人日本工業大学 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本工業大学（以下「本法人」という。）の寄附行為第35条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員等とは、理事・監事の役員及び評議員をいう。
- (2)常勤の役員等とは、本法人において勤務することが常態である役員等をいう。
- (3)非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の役員等をいう。
- (4)役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、この役員等の報酬等には、職員としての給与その他の報酬等は含まない。
- (5)費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1)常勤の役員 報酬、賞与、退任慰労金
- (2)非常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (3)評議員 報酬、退任慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員等の報酬は、別表1の俸給表のとおりとし、本法人の職員を兼務しない役員等の報酬は、別表1(1)の号俸のうちから、理事会において決定する。

- 2 常勤の役員等の賞与は、別表2に定める算式により算出された額とする。
- 3 非常勤の役員等の報酬は、別表3に定める額とする。
- 4 役員等の退任慰労金は、別表4に定める算式により算出された額とする。ただし、理事会の承認を得て増額又は減額することが出来る。
- 5 この規程で定める報酬等の金額は、すべて税込の金額とする。

(調整給)

第5条 前条の定めに係らず、理事会の承認を得て、調整給として月額報酬に上限30万円を加算して支給することが出来る。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号の通りとする。

- (1)報酬のうち月額として定められたものについては、当月の 20 日（支給日が銀行休業日に当たるときは前営業日）
 - (2)報酬のうち出席に応じて支払われるものについては、原則として翌月の 20 日（支給日が銀行休業日に当たるときは前営業日）
 - (3)賞与については、毎年 6 月及び 12 月の別に定める日
 - (4)退任慰労金については、原則として退任の日から 1 か月以内の日
- 2 役員等の報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人名義の金融機関の口座に振り込むことを原則とする。ただし、現金により本人に支給することも出来る。

（費用）

第 7 条 第 2 条第 5 号の費用は、役員等の本人名義の金融機関の口座への振り込みによって支給する。ただし、現金により本人に支給することも出来る。

（報酬等の日割り計算）

第 8 条 新たに役員等に就任した者には、月額報酬をその日から起算して日割りで支給する。

- 2 役員等が退任し、あるいは解任された場合の月額報酬は、その前日までの報酬を日割りで支給する。
- 3 第 1 項及び前項の日割り計算は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

（端数の処理）

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

（公表）

第 10 条 本法人は、この規程を以って、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決によって行う。

附則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「役員報酬基準表」（平成 30 年 5 月 8 日改訂）及び「役員退職慰労金規程」（平成 27 年 7 月 1 日改訂）は廃止する。

別表 1（常勤の役員等の報酬）

(1) 本法人の職員を兼務しない役員（月額）

| 号俸 | 理事長 | 常務理事 | 理事 | 監事 |
|----|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 1,200,000 円 | 550,000 円 | 500,000 円 | 550,000 円 |
| 2 | 1,240,000 円 | 580,000 円 | 520,000 円 | 570,000 円 |
| 3 | 1,280,000 円 | 610,000 円 | 540,000 円 | 590,000 円 |
| 4 | 1,320,000 円 | 640,000 円 | 560,000 円 | 610,000 円 |
| 5 | 1,360,000 円 | 670,000 円 | 580,000 円 | 630,000 円 |
| 6 | 1,400,000 円 | 700,000 円 | 600,000 円 | 650,000 円 |
| 7 | 1,440,000 円 | 730,000 円 | 620,000 円 | 670,000 円 |
| 8 | 1,480,000 円 | 760,000 円 | 640,000 円 | 690,000 円 |
| 9 | 1,520,000 円 | 790,000 円 | 660,000 円 | 710,000 円 |
| 10 | 1,560,000 円 | 820,000 円 | 680,000 円 | 730,000 円 |
| 11 | 1,600,000 円 | 850,000 円 | 700,000 円 | 750,000 円 |

(2) 本法人の職員を兼務する役員等

| | |
|-----------|--------------------------|
| 大学学長・中高校長 | (月額) 40,000 円 |
| 上記以外の理事 | (月額) 30,000 円 |
| 評議員 | 評議員会への出席 1 回につき 30,000 円 |

※1 評議員を兼務する理事には、評議員としての報酬を支給しない。

別表 2（常勤の役員の賞与）

| | |
|---------|------------|
| 6 月の賞与 | 報酬月額×2 か月分 |
| 12 月の賞与 | 報酬月額×2 か月分 |

※1 6 月の賞与は同年 1～6 月の、12 月の賞与は同じく 7～12 月の精勤に対して支給する。

※2 報酬月額には、第 5 条の調整給を含む。

別表 3 (非常勤の役員等の報酬)

| | 月額 | その他 |
|-----|----------|--|
| 理事 | 30,000 円 | ・理事会・評議員会出席以外の業務のための勤務、会議・研修会への出席 1 日につき 10,000 円 |
| 監事 | 40,000 円 | ・監査のための勤務の 1 日につき 20,000 円 ・監査、理事会・評議員会出席以外の業務のための勤務、会議・研修会への出席 1 日につき 10,000 円 |
| 評議員 | なし | ・評議員会への出席 1 回につき 30,000 円 ・評議員会出席以外の業務のための勤務、会議・研修会への出席 1 日につき 10,000 円 |

別表 4 (役員等の退任慰労金)

| | | |
|--------|-----------|-----------|
| 理事長 | 在職 1 年に付き | 500,000 円 |
| 副理事長 | 在職 1 年に付き | 300,000 円 |
| 常務理事 | 在職 1 年に付き | 200,000 円 |
| 理事及び監事 | 在職 1 年に付き | 100,000 円 |
| 評議員 | 在職 1 年に付き | 10,000 円 |

※1 複数の役職等経験者については、各役職の基準による退任慰労金の総額を支給する。

※2 重複して役員等に在任している期間については、基準額の高い方の退任慰労金を支給する。

※3 1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とする。

※4 退任慰労金の支給は、原則として、すべての役員等を退任して役員等で無くなる時に行うものとする。